

平成30年7月9日

問い合わせ先

環境局業務部業務第一課

504-2219

被災地域内ごみステーションの管理用具の貸与について

広島市では、平成30年7月5日からの大雨等により被災した地域内のごみステーションに使用する管理用具の貸付の申請を受け付けております。

制度の概要は、以下のとおりです。

1 制度の趣旨

災害により被害を受けた地域内のごみステーションを管理している自治会等に対し、応急対応として、ごみステーションの管理に必要な管理用具(防水シート、カラスよけネット、ごみ収集枠)を無償で貸与することにより、被災地域内のごみステーションの環境衛生の確保及び適正な維持管理を目的とするものです。

2 貸与の対象者

貸与を受けることのできる者は、被災地域内の概ね10世帯以上のごみステーションを管理している自治会等の代表者とします。

※ 自治会等の代表者とは、自治会、町内会等の地縁団体及びごみステーションを使用している団体の代表者をいいます。

3 貸与する管理用具の種類など

- | | | |
|-----------------------------|----------------------|--------|
| (1) 防水シート | 2.7m×1.8m | 約10世帯用 |
| | 2.7m×3.6m | 約20世帯用 |
| (2) カラスよけネット | 3m×2m | 約10世帯用 |
| | 3m×4m | 約20世帯用 |
| (3) ごみ収集枠(使用後は簡易に折り畳み運べるもの) | | |
| | 幅1.2m×奥行0.6m×高0.7m程度 | 約10世帯用 |
| | 幅1.8m×奥行0.6m×高0.7m程度 | 約15世帯用 |

※ 防水シートはカラスよけネット又はごみ収集枠と併用できます。

※ 管理用具は、使用後に道路に残留しない場合に限ります(ごみ収集枠は道路占用許可を得た場合を除きます。)

※ ごみ収集枠は、ごみステーションの場所によっては貸与できない場合があります。

4 貸与の方法等

- ・ 被災地内のごみステーションを管理している自治会等の代表者が所定の申請書を広島市(所管の環境事業所)に提出してください。広島市は、貸与の条件を満たしているか審査の上、貸与の可否を決定し、申請者に通知します。
- ・ ごみステーションの利用世帯数に応じた管理用具を貸与します。
- ・ 貸与はごみステーション1か所につき1回限りとします。

5 相談窓口（申請受付場所）

中環境事業所（中区・東区所管）	TEL241-0779
南環境事業所（南区所管）	TEL286-9790
西環境事業所（西区所管）	TEL277-6404
安佐南環境事業所(安佐南区所管)	TEL848-3320
安佐北環境事業所(安佐北区所管)	TEL814-7884
安芸環境事業所(安芸区所管)	TEL884-0322
佐伯環境事業所(佐伯区所管)	TEL922-9211